

社会福祉法人博愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）評議員、及び苦情解決第三者委員、評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員が、法人及び施設の運營業務に従事したときは、別表1により報酬を支給することができる。ただし、法人及び施設の運營業務に従事したことに対して給与が支給されている場合は報酬を支給しない。

2 評議員、及び委員については、報酬を支給しないこととし、代表理事の指示または理事会の委任を受け法人業務を行う場合には別表2のとおり、費用を弁償する。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 代表理事については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときはその前日に支給する。

(2) 前(1)とは別に役員及び評議員、委員については、理事会、評議員会、及び委員会等に出席した都度、支給する。

(出張旅費)

第4条 法人の業務のため出張する場合は、「社会福祉法人博愛会の旅費に関する規程」の定めるところによる。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月13日より施行する。
- 2 社会福祉法人博愛会役員の報酬に関する規程(平成20年4月1日)は、廃止する。
- 3 社会福祉法人博愛会役員等報酬規程(平成29年4月1日)は、廃止する。
- 4 この規程は、令和3年6月22日から一部改正する。

別表1 (役員等の報酬)

役 職 名	報 酬 額
代表理事	月額 130,000円
役員会等の出席報酬	日額 6,000円

別表2 (評議員会及び委員会に出席した場合の費用弁償額)

役 職 名	費用弁償額
評議員、委員	6,000円